

養殖用生餌供給安定対策支援事業業務要領（別添3）

○広域浜プラン緊急対策事業のうち収入向上・コスト削減の実証的取組支援

養殖用生餌供給安定対策支援

（事業実施計画）

- 第1条 運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（c）のiに定める事業実施計画の申請は、別記様式第4-1号による。
- 2 運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（c）のiiの規定に基づき事業実施者が共同で全体計画を作成した場合は、別記様式第4-2号により全国団体が代表して水漁機構に申請し、承認を受けるものとする。
- 3 水漁機構は、第1項又は前項の申請があった場合は、その内容を審査し、所定の事項が適切に記載され、運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（c）のiiiに定める要件を満たすものと認めるときは、申請者に対し、別記様式第4-3号により当該計画について承認する旨の通知を行うものとする。
- 4 前項の承認後に生じた事業実施計画（又は全体計画）の変更は第1項～第3項に準じて行うものとする。

（実施状況の報告）

- 第2条 運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（c）のvに定める事業実施状況報告について、事業実施計画に基づき養殖用生餌を最初に調達したときは別記様式第4-4号、その後実施状況について毎月別記様式第4-5号により、水漁機構に提出するものとする。
- 2 事業実施者は、事業実施計画に基づき養殖用生餌を調達し、冷蔵庫等へ輸送・保管するにあたり、買取価格及び数量、輸送経費、輸送数量、凍結、入出庫、保管、引渡の状況等に関する書類を整理して常にその内容を明らかにしておくものとする。

（事業実施報告）

- 第3条 運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（c）のviiに定める事業実施報告は別記様式第4-6号、フォローアップ報告書は別記様式第4-7号による。

（助成金の交付）

- 第4条 水漁機構は、助成対象経費について、以下の範囲により、事業実施者に助成する。

（1）輸送経費

事業実施計画に基づき養殖用生餌を調達した場所から、事業実施者の所在する都道府県域に運び入れるまでの輸送にかかる経費とする。事業実施者の所在する都道府県域内の輸送は、離島への輸送及び凍結のための小運搬を除いて対象としない。

（2）保管経費

事業実施計画に基づき調達した養殖用生餌を冷蔵庫等に保管する日から、養殖業者が使用するために出庫する日までの保管にかかる経費について、1年を超えない範囲とする。

- 2 事業実施者が運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（d）のiiに定める助成金の交付申請を行う場合は、別記様式第4-8号により水漁機構に対して申請を行うものとする。
- 3 水漁機構は、事業実施者から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、別記様式第4-9号により、助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- 4 事業実施者は、運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（d）のiiiに定める概算払請求を行う場合には、別記様式第4-10号の概算払請求書により請求するものとする。
- 5 水漁機構は、前項の請求があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- 6 事業実施者は、運用通知第3の9-1の（3）のアの（イ）のbの（d）のivに定める精算払い

について、事業終了後、水漁機構に対して別記様式第4-11号の精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

- 7 水漁機構は、運用通知第3の9-1の(3)のアの(イ)のbの(c)のviiに基づき提出のあった事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、別記様式第4-12号により事業実施者に通知するとともに、前項に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。